

平成22年5月20日

「心の教育」はいらない！市民会議 様
京都・市民・オンブズパーソン委員会 様

申入書（2010年5月13日付け）に対する回答について

標記の申入書につきまして、所管局であります教育委員会より、下記のとおり回答いたします。

教育委員会におきましては、平成20年10月9日の監査勧告（監第61-1号及び61-2号京都市職員措置請求に係る監査結果に係る勧告）を厳粛に受け止め、勧告で求められた追加調査、及び教育委員会独自で定めたより厳しい基準による調査を実施してまいりました。

これらの調査の結果、当時の教育委員会総務課としての運用に基づいたタクシーチケットの使用が、今般の社会情勢等からして認め難いと判断したものについて、当該職員が直ちに全額を返還するとともに、また、教育委員会としても、当時の職責やその件数等に応じて、対象職員に譴責処分を行い、市長部局に転出した対象職員2名についても教育委員会の処分を勘案のうえ、譴責処分が行われました。

以上は、貴会からの2009年2月23日付け申入れに対して、平成21年3月9日付けで回答致しました文書においても述べさせていただいたところです。

従いまして、この度の「京都地方裁判所平成20年（行ウ）第50号不当利得返還請求行為等訴訟事件」において対象となっているタクシーチケットは、本件訴訟が提訴された当初は905,370円分でありましたが、関係職員による返還により448,460円分となっており、これら現時点での訴訟対象全ては基準外の使用ではないと認識しております。

しかし、タクシーチケットの使用から3年余りが経過するとともに、課長級以上の職員には勤務時間を公文書として記録する制度となっていないことから、それを証明する公文書がなく、課長補佐級以下の職員の時間外勤務命令簿も、予算上の制約から一カ月の時間外勤務限度時間数に応じて実際の時間外勤務時間より少なく記載されている等の状況の中では、書面による立証が困難な状況であることも踏まえ、訴訟代理人の弁護士とも協議の上、関係職員が自主的に返還したものであります。

今後とも、上記の監査勧告を厳粛に受け止めるとともに、追加調査や教育委員会による独自調査、また本件訴訟の経緯等を十分踏まえ、市民の皆様の理解が得られるよう、厳正な事務の執行に努めてまいります。

なお、本件訴訟については、これまでから所管局である教育委員会で一括して対応しており、2010年5月13日付けの関係職員への申入書に対しましても、各関係職員同意のうえ、本回答をもって回答とさせていただきます。

京都市教育委員会
教育長 高桑三男